## 別表六(二十六)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置 法第42条の12の6第2項《生産工程効率化等設備 を取得した場合等の法人税額の特別控除》又は令和 7年改正前の措置法(4(1)及び6において「令和7 年旧措置法」といいます。)第42条の12の7第4 項若しくは第5項《事業適応設備を取得した場合等 の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合 に記載します。
- 2 「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、次に掲 げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載 します。
- (1) 別表六(七)「6」、「7」、「11」、「12」又 は「16」の要件のいずれかに該当する場合
- (2) 措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号 (試験研究を 行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中 小企業者(同項第 8 号に規定する適用除外事業者 又は同項第 8 号の 2 に規定する通算適用除外事業 者に該当するものを除きます。)又は同項第 9 号 に規定する農業協同組合等に該当する場合
- (3) 当該事業年度が令和9年4月1日以後に開始する事業年度である場合
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額10」 の欄は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の 規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による 圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理し たときは、その経理した金額を記載します。
- 4 「差引改定取得価額 11」の欄の記載に当たっては、 次によります。
  - (1) 令和7年旧措置法第42条の12の7第4項の規定の適用を受ける場合において、情報技術事業適応(同条第1項に規定する情報技術事業適応をいいます。以下この記載要領において同じです。)の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウエア(同条第1項に規定する特定ソフトウエアをいいます。)並びに当該特定ソフトウエア又は情報技術事業適応を実施するために利用してそ

の利用に係る費用(繰延資産となるものに限ります。(1)及び7において同じです。)を支出するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額の合計額((1)及び5において「対象資産合計額」といいます。)が300億円を超えるときは、

「差引改定取得価額

300億円× (9)-(10) 対象資産合計額 11」と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象資産合計額その他参考となるべき事項を記載します。

(2) 措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項の規定の適用を受ける場合において、特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画(同条第 1 項に規定する特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画をいいます。)に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応(同条第 1 項に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいいます。)のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備(同条第 1 項に規定する生産工程効率化等設備をいいます。 8 (1)及び 9 (1)において同じです。)の取得価額の合計額((2)において「対象設備合計額」といいます。)が 500億円を超えるときは、

「差引改定取得価額 (9)-(10)

500億円×元(ス) ムの 対象設備合計額 11」と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象設備合計額その他参考となるべき事項を記載します。

5 「支出した金額 13」の欄は、対象資産合計額が 300 億円を超える場合には、

「改定支出金額 支出した金額

300億円× 対象資産合計額 13」と読み替えて計算した 金額を記載します。この場合には、「機械設備等の 概要」の欄に当該対象資産合計額その他参考となる べき事項を記載します。

- 6 「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額16」の欄は、「取得価額の合計額15」の金額のうち令和7年改正前の措置法令(7において「令和7年旧措置法令」といいます。)第27条の12の7第2項《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けた情報技術事業適応の用に供した情報技術事業適応設備(令和7年旧措置法第42条の12の7第4項に規定する情報技術事業適応設備をいいます。)に係る額の合計額を記載します。
- 7 「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額23」の欄は、「支出した金額の合計額22」の金額のうち令和7年旧措置法令第27条の12の7第2項の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けた情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用に係る額の合計額を記載します。
- 8 「中小企業者」の各欄の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 「同上のうち中小企業者に係る額30」の欄は、 「取得価額の合計額29」の金額のうち中小企業者 (措置法第42条の12の6第2項第1号に規定する 中小企業者をいいます。9(1)において同じです。)

- が事業の用に供した生産工程効率化等設備の取得 価額の合計額を記載します。
- (2) 「同上のうちエネルギーの利用による環境への 負荷の低減に著しく資するものに係る額31」の欄 は、「同上のうち中小企業者に係る額30」の金額 のうち措置法令第27条の12の6第1項《生産工程 効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法 人税額の特別控除》の規定によりエネルギーの利 用による環境への負荷の低減に著しく資するもの として経済産業大臣が定める基準に適合するもの に係る額の合計額を記載します。
- 9 「中小企業者以外の法人」の各欄の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 「(29)のうち中小企業者以外の法人に係る額33」 の欄は、「取得価額の合計額29」の金額のうち中 小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程 効率化等設備の取得価額の合計額を記載します。
  - (2) 「同上のうちエネルギーの利用による環境への 負荷の低減に特に著しく資するものに係る額34」 の欄は、「(29)のうち中小企業者以外の法人に係 る額33」の金額のうち措置法令第27条の12の6第 1項の規定によりエネルギーの利用による環境へ の負荷の低減に特に著しく資するものとして経済 産業大臣が定める基準に適合するものに係る額の 合計額を記載します。